

議案第八一号

三朝町税特別條例制定について

三朝町税特別條例を次のように定めるものとする

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和

二十九年六月十五日

議決

東伯郡三朝町議會議長天野廉



三 朝 町 税 特 例 條 例

(為算割の税率の特例)

第一條 町税條例(昭和二十九年三朝町條例(第一号)以下町税條例という)第三十一條

中第三十三條第三号又は第四号の各「二〇〇円」とあるを「三〇〇円」とする

(所得割及法人税割の税率の特例)

第二條 町税條例第三十四條第二項法人税割の税率は「百分の七・五」とあるを「百分の

九・〇」とする

(町民税の納期の特例)

第三條 町税條例第四十條第一項中「六月一日から同月三十日まで」とあるを「七月一

日から同月三十一日まで」に第二項中「六月一日から同月三十日まで」とある

を「七月一日から同月三十一日まで」とする

(固定資産税の税率の特例)

第四條 町税條例第六十二條中「百分の一・四」とあるを「百分の二・〇」とする

(固定資産税の納期の特例)

第五條 町税條例第六十七條中第一項「四月一日から同月三十一日まで」第二項「七月一

日から同月三十一日まで」とあるを第一項「六月一日から同月三十一日まで」第二

項「八月一日から同月三十一日まで」とする

(自転車荷車税の納期の特例)

第六條 町税條例第八十三條第二項中「毎年五月一日から同月三十一日まで」とある

を「四月一日から同月三十日まで」とする

(国民健康保険税の納期の特例)

第七條 町税條例第一百四十八條中第一項「五月一日から同月三十一日まで」第二項「七月

一日から同月三十一日まで「第三期」十月一日から同月三十一日まで」とあるを  
第一期「六月一日から同月三十日まで」第二期「九月一日から同月三十日まで」  
第三期「一月一日から同月三十日まで」とする。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十九年年度にありて課する町税に限り  
適用するものとする

三 朝町税特例條例(昭和二十九年三朝町條例第三十一号)は廃止する